

理工学部 8月以降の講義、実験等と感染防止策

(学生用…1-3年生用)

2020年8月7日

基本方針

- 1、学外での感染を避ける生活を行う。
- 2、感染を学内に持ち込まない。
- 3、学内では、感染を避ける活動とする。
- 4、後期の講義はオンライン講義とする。
- 5、実験、実習は感染予防を施したうえで対面で行う。

具体対策・・・情勢で変更する場合がありますので注意のこと

- 1、政府や県の感染対策方針を遵守する生活をする（校内でも遵守）。
 - (ア)健康チェックし、マスク、手洗い・消毒を励行し、3密を避ける。
 - (イ)東京都、大阪府、愛知県、福岡県、宮崎県、沖縄県、埼玉県、千葉県、神奈川県への不要不急の移動については、できるだけ控える。なお、群馬県の方針等に合わせ対応を変更する。
 - (ウ)複数人での宴会、会食、感染が予想される場所への移動を避ける。
 - (エ)接触確認アプリをインストールする。
- 2、感染が疑われる場合、登校しない判断を自主的に行う。
 - (ア)登校前に健康チェック(体温を含む)を行う習慣とする。疑わしい場合(個人差もあるが37.5℃以上の発熱、風邪症状(咳、痰、咽頭痛、呼吸苦など))には、学生支援課(gakumushien@jimu.gunma-u.ac.jp)、授業担当教員、担任に連絡のうえ解熱後48時間経過し、その他の症状が改善されるまでは自宅待機をする。また、その場合には、別途教務システム掲示「大学登校時における感染防止のための留意事項」に添付されている「体温記録表」に症状を記録し、後日学務係へ提出する。
 - (イ)同居人あるいはバイト先等濃厚接触と考えられる者がコロナ陽性と判明した場合、2週間、自宅待機する。
 - (ウ)登校前の健康チェックを忘れた場合、登校時に体温検査できる体温計を主要建物に設置するのでチェックする。健康異常が発覚した場合、健康支援総合センター(027-220-7161)に電話で問合せ、対処する。
 - (エ)上記に該当する事由で休んだことにより本人の不利益がないよう対応します。実験・実習や試験を欠席した場合の対処(追試の実施等)を学科から通知します。
- 3、登校に関して
 - (ア)登校に伴い、実家から大学付近の居住地への移動が必要な場合は2週間前には移動し、毎日検温、体調の確認を行う。記録を作成し、求められたらすぐ提出できる

ようにしておくこと。

(イ)実家からの登校は現実的に登校可能な範囲(群馬、栃木、茨城、埼玉北部※)に関しては認める。登校する際には体温を計測すること。

(ウ)(イ)以外の地域からの登校は感染拡大防止を理由として認めない。この場合はオンライン授業だけを受講する。対面式実験、実習に関しては登校が可能と授業担当が判断した後に補講を行う。

(エ)体調不良、感染に対する危険をめぐえず登校できない者に関しても(ウ)と同じ取り扱いとする。

(オ)(ウ)、(エ)に該当する者は担任に申し出ること。

(カ)(ウ)(エ)により、年度内に実験、実習を履修できなかった者は次年度に補習を行う。実験、実習が進級規定に係る場合は、この項目だけを特別に取り扱う。

4、以下の感染対策を、建屋や活動単位ごとに責任者を決めて行っています。

(ア)居所で遠隔会議システムなどを用いてできる活動(講義、ゼミ等)では登校しない。実験・実習、試験等での登校は、この時期に実施しなければならないものに限る。実施する場合においても複数の班に分け登校者数を限定するなど、できる限り学生の感染リスクの低減を図ること。

(イ)実験室等は、3密を回避できる環境とすること。特に、**対面**での活動(実験・食事等)を避けること。

(ウ)実験・実習、試験等学生が実験等の時間外にオンライン授業を受講できる教室等を確保する。教室等では、3密を回避できる環境とすること。

(エ)教室や建物にアルコール消毒液を配置して手指消毒を徹底、また、授業開始前には各授業ごとに検温を行うことにより、感染防止を図ること。

5、後期期末試験について後期期末試験は感染状況により様々な試験方法が想定されます。

対面式とオンライン式のどちらになるかわかりませんが、どの試験方法になっても対応できるよう準備をしてください。つまり、オンライン試験に対する準備を行ってください。オンライン試験を行う際にはビデオオンで不正行為を防ぐための措置が考えられます。以下の環境を後期の試験までに整えてください。

1. PCの性能(スマートフォン、タブレットでは受験できない場合もある)
2. インターネット環境
3. Webカメラ(PC付属でないもの)

環境が不十分な場合には試験で不利になります。環境整備が難しい場合には、学務係に相談してください。時間は十分ありますので環境整備を行ってください。

尚、上記の事項は感染状況の変化に伴い変更することがあります。

※埼玉北部・・・「上尾市、伊奈町、小鹿野町、小川町、桶川市、越生町、加須市、神川町、上里町、川島町、北本市、行田市、久喜市、熊谷市、鴻巣市、坂戸市、幸手市、白岡市、杉戸町、秩父市、ときがわ町、長瀨町、滑川町、蓮田市、鳩山町、羽生市、東秩父村、東松山市、深谷市、本庄市、美里町、皆野町、宮代町、毛呂山町、横瀬町、吉見町、寄居町、嵐山町」